

岩手県告示第410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長から次のとおり通知があった。

令和2年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市平笠地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年6月3日から同年12月23日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量